

インセンティブ・トラベル誘致助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、国内外から熊本市を訪れるインセンティブ・トラベルを誘致した旅行者に対し、宿泊に伴う費用について助成金を交付するための必要な事項を定め、本市へのインセンティブ・トラベル誘致を促進し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、インセンティブ・トラベルとは、企業等（以下「主催者」という）がその社員を対象として行う視察研修旅行（熊本市内の施設の視察を含む）、表彰旅行、報奨旅行をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる誘致は、次の各号に掲げる要件を満たすインセンティブ・トラベルに係るものとする。

- (1) 熊本県外から熊本市を訪れるもの。
 - (2) 熊本市内での延べ宿泊者数が30名以上のもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するインセンティブ・トラベルに係る誘致は助成対象外とする。
- (1) 宗教的及び政治的活動に関係しているもの。
 - (2) 企業等で日常的に行われている出張。
 - (3) その他、不適切と判断されるもの。
 - (4) 助成金交付振込先が団体名義ではないもの。
 - (5) その他代表理事が適当でないとするもの。
- 3 同一の主催者が実施する同一のインセンティブ・トラベルで、複数回に分割して催行するものについては、1回のインセンティブ・トラベルと見なす。

(助成金額)

第4条 助成金額は当該インセンティブ・トラベル1件につき、参加者1人当たり2,000円に宿泊日数を乗じた額とし、10万円を限度とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、主催者からの依頼に応じ、当該インセンティブ・トラベルの企画手配を行う旅行者とし、当該

インセンティブ・トラベルの開催予定の1ヶ月前までに次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) インセンティブ・トラベル誘致助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書又は行程表
- (3) 参加（予定）者名簿
- (4) 申請者の規約・定款、観光庁長官・都道府県知事登録の登録証明書類の写し
- (5) 当該ツアーがインセンティブ・トラベルであることを主催者が証明する書類
- (6) その他代表理事が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 代表理事は、前条の申請があった場合は、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付を決定するものとする。

2 代表理事は、前項により助成金の交付の決定を行った場合は、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第7条 申請者は、当該インセンティブ・トラベル終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

- (1) インセンティブ・トラベル誘致完了報告書（様式第3号）
 - (2) 実施報告書又は行程表（最終）
 - (3) 参加者名簿（最終）
 - (4) 宿泊者数証明書
- 2 申請者は、当該インセンティブ・トラベル終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは、遅延理由書（様式第4号）を提出し、その事由について報告しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断した場合に限り、当該インセンティブ・トラベル終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

（交付額の確定）

第8条 代表理事は、前条の報告を調査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の通知を受けた申請者は、インセンティブ・トラベル誘致助成金交付請求書（様式第6号）により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

(交付)

第10条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第8条により確定した助成金を速やかに交付するものとし、申請者が指定した金融機関の口座へ円建てで振り込むことにより行う。

(中止等)

第11条 申請者は、第6条により助成金の交付決定を受けた誘致に係るインセンティブ・トラベルを中止し、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
 - (2) 第7条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第7条第2項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
 - (3) 第7条第1項に掲げる完了報告の内容が第3条に掲げる要件を満たしていない場合。
 - (4) 申請者が虚偽の申請及びその他この要項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることができる。
- 3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により当該主催者に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要項の施行日は、代表理事が別途定める。

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。